

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第 7 条
の運用について（通知）

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年埼玉県条例第 80 号。以下「条例」という。）の一部改正に伴い、条例第 7 条については、下記のとおり運用しますので、遺漏のないようお願いします。

なお、昭和 46 年 12 月 23 日付け教学二第 790 号「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の施行および同条例第 7 条の運用について」は、平成 16 年 3 月 31 日限り廃止します。

記

1 条例第 7 条第 1 項関係

教育職員に対しては原則として時間外勤務を命じないものとすることから、学校運営上必要な業務であって、やむを得ない事情で勤務を命じる場合は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年埼玉県条例第 28 号）等を適正に運用し、次のような措置を講ずるなど、適切に勤務時間の割振りを行うものとする。

- (1) 週休日に勤務を命ずる場合には、あらかじめ振替を行う。
- (2) 1 日 7 時間 45 分を超えて勤務を命ずる場合には、その勤務を命じた時間について、勤務を命ずる日を含む週又は翌週等において調整する。

2 条例第 7 条第 2 項関係

- (1) 教育職員の健康と福祉を害することとならないようにするため、教育職員に時間外勤務を命ずることができるのは臨時又は緊急のやむを得ない必要がある場合に限られるもので、臨時とは学校においてあらかじめ計画し予定して実施する場合はあたらないものであり、緊急とは、実施に当たって速やかに行わなければならない事項であると判断できる場合をいう。

- (2) 条例第 7 条第 2 項各号に掲げる業務の具体的な内容は次のとおりとする。

ア 「校外実習その他生徒の実習」とは、校外の工場、施設（病院を含む。）を利用した実習及び農林、畜産に関する臨時の実習をいう。

イ 「修学旅行その他の学校の行事」とは、修学旅行等の旅行的行事（日帰りの旅行を含む。）、学芸的行事及び体育的行事をいう。このうち、学芸的行事及び体

育的行事については、停電、機器の故障及び天候の急変等、当初の計画になかった突発的事項によるものに限るものとする。

ウ 「職員会議」とは、埼玉県立高等学校管理規則（昭和 32 年埼玉県教育委員会規則第 7 号）第 16 条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき市町村教育委員会が定める教育委員会規則の規定によるものをいう。臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときの職員会議とは、通常の職員会議は含まないが、いわゆる成績会議、高等学校入学者選抜会議などは含まれるものとする。

エ 「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」とは非常災害の場合に必要な業務のほか、非行防止に関する児童、生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする業務及び児童、生徒の負傷疾病等人命にかかわる場合における必要な業務をいう。

3 実施時期

平成 16 年 4 月 1 日から実施する。